

Title	内山正熊教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.6 (1960. 6) ,p.97- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600615-0097">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600615-0097</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

利的な學閥上の對立に由來するが、それを助長した最大の原因は、條約改正に關連する政治的立場の相違であるとする。すなわち、第一次伊藤内閣の歐化政策——それも條約改正の一方便であつたが——に對する反動として明治十年代から國民主義運動が擡頭した。この傾向は二十年代に入つて更に顯著になり、この派の人々は、條件附條約改正を國權侵害であるとし、條約改正と法典編纂の分離を主張した。この間における政府對民黨の關係は、單にイデオロギーの對立のみでなく、個人的、黨派的對立が入りくみ複雑である。しかし、結局のところ、二つの主張の對立となつてあらわれた。國權確立のためには條約改正が絶対に必要であるとし、その附帶條件として法典の編纂の急務をみとめる政府當局並びにその同調者と、他方において條約改正の手段として法典編纂を約束することは、國權の侵害とみる見解の對立がそれである。前者が斷行派で、後者が延期派であつたとするのが著者の結論である。

以上が、著者の主論文の要旨である。思うに民法典論争の本質はきわめて複雑であり、またその解釋も、學者の思想的立場の相違があるからには、統一の見解を樹立することが困難であらう。しかし、著者の業績は、これまでの平野説を中心とする通説の見解に對して、實證的な立場からきわめて異色ある主張を闡明したものであり、近代日本法制史研究に及ぼせる著者の寄與は、特筆すべきもの

があるといわねばならない。

副論文「現代政治の實態」は、民主社會主義 (Democratic Socialism) の立場に立つ著者が、「現代政治の社會的、思想的背景」―「各國政治の諸形態」―「政黨政治の實態」の三編から成るテーマを論及したもので、著者の政治學に對する並々ならぬ見識を示すものである。

主論文および副論文を通じて窺いうる著者の學殖は、法學博士の學位を與うるに十分なるものとみとめる。

昭和三十五年三月二十三日

審査委員 慶應義塾大學教授 法學博士 手塚 豊

慶應義塾大學教授 島田 久吉

慶應義塾大學教授 潮田 江次

### 内山正熊教授學位請求論文審査要旨

1 主論文 外交と國際政治

2 參考論文 國際政治學序説

著者の提出した主論文は「外交と國際政治―理論と歴史―」と題

し、全四篇計十五(章)七十五(節)に分れ、第一篇・現代外交の主題、第二篇・東西ヨーロッパの分離と英米關係、第三篇・平和と中立の問題、第四篇・第二次世界大戦の原因と責任——より成る。

著者は本論文を通して、國際政治學の立場より現代外交上の多くの問題を取上げて、事實を慎重克明に且つ方法論としては客觀的立場から分析批判しつつ、平和外交或は中立外交策とも稱すべき「新しい外交」の在り方を提唱しようと試みている。

以下本論文について著者の主要な研究箇所を指摘する。第一篇は轉換期の外交、外交と外交政策、國際連合の理念と現實、國際政治における國家の問題に分れる。先ず「外交」の本質については従來から内外學者によつて種々に説かれていたが、著者はマキアベリの現實主義とグロウチウスの理想主義との並存對立が、過去長く外交の理論と實際を支配して來たことを認めつつ、「國家中心主義のマキアベリ外交が已に限界に到達した」以上、現代の外交が民主外交であるべきは勿論であるが、單に「議會による外交の民主的統制を民主外交とすることは、古き國家主義の外交を一步も出ない」もので、「新しい民主外交とは國際民主主義の上に立た」ねばならないとし、相互依存、共存協力による國際主義の立場は「國連の中に見出されるのであつて、いわゆる國連外交は未だ各國の利益により制約されているとはいへ、國際秩序の中に國家を托する方向を表示し

ている」と主張する。國連外交を「新しい外交」と見ることは既にモーゲンソー教授等によつても指摘されているが、著者は國連が權力政治の投映する舞臺であると同時に權力政治を調整する機能を持つていることを、過去の國連活動の史的回顧の上に立つて綿密に論じている。

第二篇は、東西ヨーロッパの分離、NATOの成立、NATO十年の變遷、最近の英米關係の四章より成るが、著者は第二次大戦後の歐洲政治について詳細な分析を試み、NATOの成立經過から發足後十年の變貌について極めて客觀的に論じ、ソ連が米國に對するアトミック・パリティーを達成した現在に立つて、今後のNATOの進路についてその存在價值を認識しつつ明解に論じている。

第三篇は、平和的共存思想の歴史的展開、現代における中立および中立主義、宇宙時代の國防問題、東西陣營の雪融けの進路の各章を含んでいる。著者は「平和的共存」(peaceful coexistence)のスローガン自體は最近のものであるが、その思想はフランス革命後の英國の對佛外交政策の中に萌芽を認められるとして、エドモンド・パーク、チャーレス・ジェームス・フォックス、ウィリアム・ピットの對佛政策を比較研究し、更にそれが英國外交の傳統を背景とするものである所以を、英國の外交實踐について史的に追究敘述している。そして第二次大戦後の世界における平和的共存思想につい

て、現状分析を試み、現宇宙時代における戦争、防衛乃至安全保障の方策を論じて *disengagement* 思想の擡頭を取扱ひ、「東西の軍事的緊張對時にコミットしないという中立の道こそ、自國の存在を全うする道であり、更にそれは、積極的に世界平和に貢献してゆく道である」という提言をしている。このような分析乃至提言は既に多くの論客によつて行われているところであるが、デイスエンゲージメントに對する概念規定、類型の分類、諸見解の批判は、著者によつて始めて取組まれたもので、すぐれた問題の提起として評價されるべきである。

第四篇においては、太平洋戦争原因論序説、「パール・ハーバー」の責任問題、今次大戦の戦争責任論を取上げている。著者は太平洋戦争の間接原因を滿洲事變に求める通説を排して、日米關係破綻の遠因として山東出兵（日獨戦争）を捉え、資料を克明に駆使して日本の侵略性を批判している。元來戦争の原因をいずれの機點に求めるかは、史家の見解如何によるわけであるが、著者はこの捉え方の當否よりも、日獨開戦乃至山東出兵それ自體に對する外交史實究明と史論的考察との両面において、多くの獨創的見解を敘述しており、この點は最近急速に發達しつつある日本外交史學の分野にも貢獻するところが大きい。例えば日本の對獨參戰理由を日英同盟に置く從來の一般的通説を排して、「日本が英國の意向を超えて強引に

參戰した一點を精細に資料的分析を行い、また日本軍の山東上陸が中國の中立權侵犯であつたとして、從來の史家が比較的看却し勝ちであつた點を詳かに論じ、所謂二十一ヶ條要求の契機についても通説を排して、グレイ英國外相は加藤外相に「膠州灣還付の代りに滿蒙問題解決の約束を與えた」ものではないということを、外交文書によつて論證している如き、いずれも著者の創設創見と考うべきである。パール・ハーバー攻撃の責任問題については、著者はタンシル、ビアド教授らの所説や資料に基いて、ルーズヴェルトの開戦責任を論じている。第二次大戦の戦争責任については、先ず戦争責任（*War guilt*）の本質を論じ、ニュールンベルグ及び東京の兩軍事裁判に對して戰勝國側に存した諸批判を紹介し、戰敗國は「戦争責任の重荷を擔うことによつてその苦しみの中から眞の平和が生み出されるならば、そのとき始めて戦争責任追求の意味が明らかになるであろう」と論じている。

以上は本論文に示されている著者の見解の概要であるが、要するに一國際政治現象の科學的な認識を通して健全な正しい外交路線を發見すべきであるとする著者が、そのために比較的身近かな若干の國際政治問題を捕捉して、逐一その獨得な資料的分析方法を本論文において展開したものである。

しかしながら著者の問題の捉え方それ自體には若干の異見を抱く

餘地がある。その二、三を挙げれば、世界構造の變革を論じながらその變革自體に對する具體的分析を缺き、また西歐側の安全保障體制を詳細に論證しながらソ連側例えばワルンヤワ體制に對する言及が不十分であつたり、或は現代の諸中立主義を取扱つている中にA・A型の所謂兩岸主義乃至ノン・アラインメント策に對する分析比重が比較的に軽いというが如きである。これらの點は畢竟は課題の捉え方の角度の問題であつて、そのこと自體は聊かも著者の學識に係ることでない。著者の外交史乃至國際政治學に關する豊富な學殖は、本論文及び參考論文たる「國際政治學序説」を通じてよくこれを窺うに足る。よつて著者は法學博士の學位を與うるに十分なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員

慶應義塾大學教授

法學博士 英

修道

慶應義塾大學教授

法學博士 前原

光雄

慶應義塾大學教授

島田

久吉

## 伊東乾教授學位請求論文審査要旨

### 1 主論文

民事訴訟法研究(慶應義塾大學法學研究會叢書第一卷)

### 2 參考論文

(1) 訴訟物論争の開展開(法學研究三二卷七號・八號)

(2) 裁判の對象と訴訟の對象(法學研究三三卷二號及川追悼論文集所收)

(3) 民事訴訟法(慶應通信株式會社刊行)

主論文は單行論文集『民事訴訟法研究』(昭和三四年)である。

本書は伊東教授が今日までにのせられた論文中十稿及び附篇として判例批評四稿、書評一稿を収録したものである。先ず注目すべきことは、右十一稿が單に執筆又は發表の年月日によつて羅列されていることなく、全部が訴訟の對象に關する研究という觀點から、三篇に整理されて收められていることである。すなわち、右のうち「米國證據法の基本的特質」(但し抄録)、「エクキティの四段階」「紛争の解決と具體法」「競賣手續と公信的効果」の四稿は、「訴訟對象の性格の問題」と題する第一篇に、「民事訴訟における眞實義務」「眞實義務の再吟味」「當事者關與の訴訟構造と辯論主義」の三